

建設労働者確保育成助成金のご案内

※ 助成金の支給を受けるためには、事前に計画届の提出が必要です！
 原則として 2 カ月前から 1 週間前までに計画届の届出がない場合は支給されませんのでご注意ください。
 (ただし、建設工事の着手までの期間等の関係で提出期限を過ぎる場合は労働局または各ハローワークにお問合せください。)

建設労働者確保育成助成金 (技能実習コース)

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。特別教育(表2) 運転技能講習(表3) を経費助成については1日1時間以上、賃金助成については1日3時間以上受講し、経費・賃金助成(表1) を受けるためには、受講後、2カ月以内の申請が必要となります。(事前の計画届の提出が必要です。)

表1

経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	20人以下の中小建設事業主	3/4	生産性要件を満たす場合 9/10
		21人以上の中小建設事業主	3/5	生産性要件を満たす場合 3/4
	建設事業主が雇用する女性の建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	9/20		生産性要件を満たす場合 3/5
賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	20人以下の中小建設事業主	7,600円	生産性要件を満たす場合 9,600円
		21人以上の中小建設事業主	6,650円	生産性要件を満たす場合 8,400円

表2 特別教育〔労働安全衛生規則 36 条〕

講習名	学科 (時間)	実技 (時間)
第9号 小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込用・掘削用) の運転	7	6
第10号 ローラーの運転	6	4
第39号 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育 (3時間教育は H29.6.30 まで)	3	0
	6	0

表3 技能講習〔労働安全衛生法第76条別表第18〕

講習名	学科 (時間)	
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	18・9.5・9・8・7.5・4	
	2.5 (経費助成のみ)	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	14・4	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	14・4	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	12・9・4	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	14・4	
	2.5 (経費助成のみ)	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	14・9.5・4	
31 車両系建設機械 (整地・運搬・積込用、掘削用) 運転技能講習	学科 (時間)	実技 (時間)
	14・10	6
32 車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習	3.5	3
34 不整地運搬車 (1t 以上) 運転技能講習	12・8	5
35 高所作業車 (10m 以上) 運転技能講習	12・9・7	7
36 玉掛け技能講習	12	6
	9	6

※3時間未満の講習については **経費助成のみ** 支給申請ができます。

◆ **助成金支給の対象** 次のいずれにも該当する中小建設事業主（※1）

1) 受講者は雇用保険被保険者であること。

【一人親方、同居の親族のみを使用して建設事業を行っているものは支給対象となりません。】

2) 建設の事業としての雇用保険料率が **1,000分の12** の適用がされている中小建設事業主。

（※1 中小建設事業主・・・資本金若しくは出資総額3億円以下又は常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。）

◆ **助成金の支給要件** 次のいずれにも該当すること。

・**経費助成・賃金助成 共通** 所定受講時間内に受講させ、所定時間所定労働時間労働した時の**通常の賃金額以上の賃金**を支払った場合。時間外は**所定の割増賃金を支払った場合**。休日に受講させた場合は、振替休日を与えるか、**所定の割増賃金を支払った場合**。

・**経費助成** 1日の実習時間が1時間以上であること。 事業主負担で受講させること。

・**賃金助成** 「経費助成」の要件を満たす実習を1日3時間以上所定受講時間内に受講させたこと。

◆ **助成金の不支給要件** 次のいずれかに該当する事業主は助成金の支給ができません。

(1) 不正受給(※2)をしてから3年以内に申請をした事業主

または、申請後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主

〔※2 不正受給とは、偽りその他の不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または、受けようとするをいいます。〕

(2) 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料を滞納している事業主

(3) 過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主

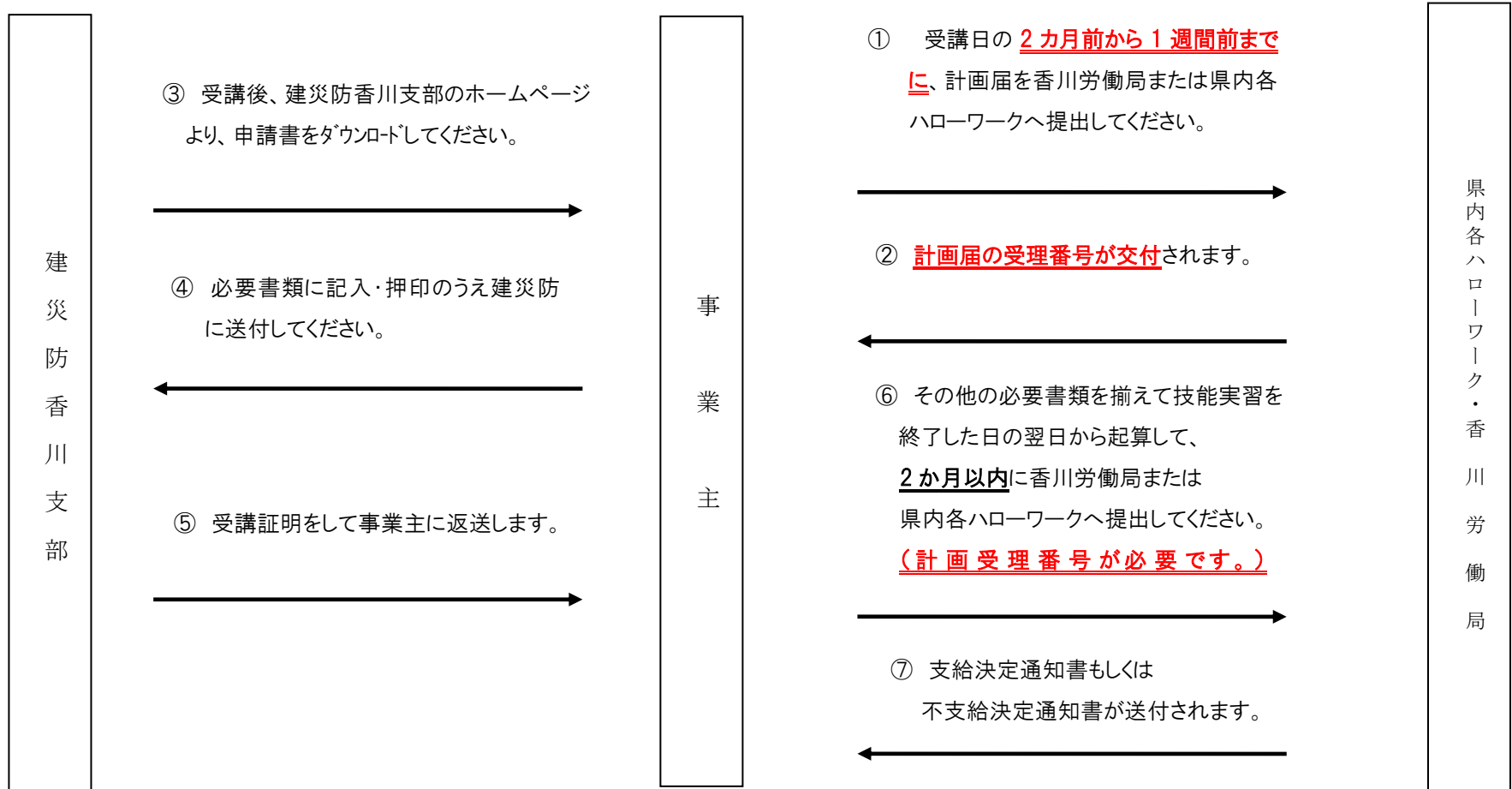
(4) 風俗営業等関係事業主

(5) 暴力団関係事業主

(6) 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

(7) 雇用保険二事業の助成金等について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名を公表することに同意しない事業主

◆ **申請方法**



★計画届に必要な書類（申請した内容に変更がある場合は変更届 建助様式第9号を提出）

提出期限 受講日の2ヵ月前から1週間前までに 香川労働局またはハローワークへ提出してください！！		経費助成・賃金助成	経費助成のみ
支給要件（受講時間）		1日3時間以上	1日1時間以上
計画届（※雇用管理責任者は必ず記入）		★建助様式第2号	★建助様式第2号
添付書類	カリキュラム・時間割表 ※実施日ごとの科目時間数が分かるもの	○	○
	その他 管轄労働局長が必要と認める書類	○	○

★支給申請に必要な書類（事前に計画届の提出が必要です。支給申請時に計画届の受理番号が必要になります！）

提出期限 受講後 2ヶ月以内に ①建災防香川支部 → ②香川労働局またはハローワーク ☆のついている書類を建災防へ送付してください。		経費助成・賃金助成	経費助成のみ
支給要件（受講時間）		1日3時間以上	1日1時間以上
支給申請書（※雇用管理責任者は必ず記入）		★建助様式第17号	★建助様式第17号
添付書類	★建助様式第17号別紙	○	
	★技能実習委託契約書(写し)(別様式第3号) ※原本2部作成(2部とも建災防へ送付してください。)	○	○
	技能実習等の受講日の取扱いに関する申告書	○	○
	支払方法・受取人住所届 ※この届けは年度内に一度提出していれば、届出内容に変更がない場合は、年度中は提出する必要がありません。	○	○
	支給要件確認申立書（※最新の様式を使用）	○	○
	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書(写し)または 労働保険料納入通知書(写し)	○	○
	中小建設事業主であることを確認できる書類 【法人】 ①建設業許可番号が記載された書類と②登記簿 のコピー 【法人以外】 ①建設業許可番号が記載された書類と、②労働保険料の納付状況を明らかにする書類、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類など のコピー	○	○
	賃金台帳(写し) ※受講日を含む賃金算定期間分	○	○ 実施期間中の賃金の支払いを確認します。
	就業規則(写)、雇用契約書(写)、休日カレンダー等受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類(写)	○	○
	出勤簿・タイムカード(写し) ※受講日を含む賃金算定期間分 ※受講日に受講の記載があるもの	○	○
	カリキュラム・時間割表 ※実施日ごとの科目時間数が分かるもの	○	○
	委託費の領収書(写し) ※実習の内容(講習名)・一人当たりの受講料、テキスト代、受講者数の記入あるもの	○	○
	登録教習機関が発行した修了証(写し) ※裏面がある場合は両面	○	○
	★生産要件を満たし、助成額の増額を受ける場合 共通要領様式第2号及び算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、等)等	○	○
その他 管轄労働局長が必要と認める書類	○	○	

☆ご相談・申請は、香川労働局または県内の各ハローワークへお願いします。

	管轄区域	住 所	電話番号
香川労働局 職業対策課	香川県下全域	〒760-0019 高松市サンポート 3-33	087-811-8923
高松	高松市、香川郡、木田郡	〒761-8566 高松市花の宮町 2-2-3	087-806-0049
丸亀	丸亀市(綾歌町、飯山町を除く)、善通寺市、仲多度郡	〒763-0033 丸亀市中府町 1-6-36	0877-21-8609
坂出	坂出市、綾歌郡、丸亀市のうち綾歌町、飯山町	〒762-0031 坂出市文京町 1-4-38	0877-46-5545
観音寺	観音寺市、三豊市	〒768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6	0875-25-4521
さぬき	さぬき市	〒769-2301 さぬき市長尾東 889-1	0879-52-2595
東かがわ出張所	東かがわ市	〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1	0879-25-3167
土庄	小豆郡	〒761-4104 小豆郡土庄町吉ヶ浦甲 6195-3	0879-62-1411

☆ 受講後 2ヶ月以内に支給請求申請の手続きをしてください。

(※助成金の支給を受けるためには、講習日の 2 カ月前から 1 週間前までに計画届の提出が必要になります。)

☆ 助成金の申請書類は建災防香川支部のホームページをご覧ください。

☆ 申請書類の様式が電子データで必要な方はご連絡ください。

★生産性要件について

企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた建設事業主に対しては助成額を増額します。厚生労働省のホームページに掲載されている「生産性要件算定シート」で生産性を算定できます。

★注意★

4/1 以降、計画届が受理されていても、支給審査によっては支給できないこともあります。

建設業労働災害防止協会香川支部

<http://www.jcshakgw.sakura.ne.jp> (建災防香川で検索してください)

〒760-0026 高松市磨屋町 6 番地 4 香川県建設会館 3 階
電話 (087) 8 2 1 - 5 2 4 3 FAX (087) 8 2 1 - 5 2 2 9

(平成 29 年 4 月)